

子ども・子育て支援新制度関係条例について(平成26年9月市議会に提案を検討しているもの)

番号	項目	根拠条文	提案議会 (予定)	概要	規定する内容	備考
1	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の16第1項	平成26年9月	地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)の認可基準を定める。	*従うべき基準 職員の資格、員数等 *参酌すべき基準 設備、面積、給食、連携施設等	
2	教育・保育事業、地域型保育事業の運営基準	子ども・子育て支援法第34条第2項 子ども・子育て支援法第46条第2項		施設型給付費の給付対象として確認を受ける施設(認定こども園・幼稚園・保育所)及び地域型保育給付費の給付対象として確認を受ける施設(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の運営基準を定める。	*従うべき基準 利用定員等 *参酌すべき基準 利用開始に伴う基準、教育・保育の提供に伴う基準、管理・運営等に関する基準、撤退時の基準等	
3	留守家庭児童育成クラブ事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の8の2第1項		留守家庭児童育成クラブ事業(放課後児童健全育成事業・学童保育)の認可基準を定める。	*従うべき基準 従事する者、員数等 *参酌すべき基準 児童の集団の規模、施設、設備、開所日数、開所時間等	